

武蔵野市介護職・看護職 Reスタート支援金に関するQ&A（2023年4月更新）

No	項目	質問	回答	備考
1	資格	旧ホームヘルパー1級または2級（訪問介護員1級または2級養成研修課程修了）も資格等に該当しますか。	該当します。	
2	資格	資格取得見込の場合も資格等を有する者に該当しますか。	申請日時点で資格を有し、資格証の写しの提出が可能であれば該当するものとします。なお、申請期間は就職日から150日以内となります。	令和4年4月1日追加
3	対象	就業規則で常勤は週40時間と定めていますが、週32時間の非常勤職員も常勤として取り扱ってよいですか。	就業規則で定める勤務時間は各法人で異なるため、本支援金では週32時間以上であれば常勤とみなします。	
4	対象	申請者が武蔵野市民でなくても対象となりますか。	対象となります。	
5	対象	派遣会社等による人材派遣により事業所で勤務している場合は対象となりますか。	対象となりません。 直接雇用が条件となります。	
6	対象	派遣会社等による人材派遣により事業所で勤務後、その事業所で直接雇用となった場合は対象となりますか。	対象となります。	
7	対象	市外の介護サービスを実施している法人から、市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。	対象となりません。 ただし、事業所の廃止などの理由で退職した場合や退職後3か月以上経過してからの再就職の場合は対象となります。	
8	対象	市内の障害サービスを実施している法人から、市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。	対象となりません。 ただし、事業所の廃止などの理由で退職した場合や退職後3か月以上経過してからの再就職の場合は対象となります。	
9	対象	介護施設等の事業所が廃止になり退職し、市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。この場合は3か月を経過しなくても対象となりますか。	対象となります。 3か月を経過していない場合も対象となります。	
10	対象	事業譲渡や吸収合併などにより法人が変更になり、旧法人を退職し、新法人で就職となった場合は対象となりますか。	事業譲渡や吸収合併などで、実質的に継続して事業所が運営されていると判断する場合は対象外となります。	
11	対象	就職後6か月以内に別法人の市内に所在する事業所へ転職した場合は支援金の対象となりますか。	市内の介護施設等へ転職した場合は対象となります。ただし当初の就職日からの在職期間が累計で6か月未満で退職した場合は対象外となります。	

武蔵野市介護職・看護職 Reスタート支援金に関するQ&A（2023年4月更新）

No	項目	質問	回答	備考
12	対象	通所系事業所の送迎ドライバーとフロア内の配膳業務などを兼務している場合は対象となりますか。	武蔵野市高齢者支援課までお問い合わせください。 対象となる職種としての勤務時間が半分以上占めることが確認できれば対象になります。市から事業所へ確認させていただきます。	
13	対象	資格等を有しない非常勤職員は対象となりますか。	対象となりません。	令和4年4月1日追加
14	対象	3月末に学校を卒業し、同年5月1日に市内の介護施設等に就職したが、在学中の3月まで他の介護施設等でアルバイトをしていた場合は対象外ですか。	対象となります。介護施設等からの転職の場合は原則3か月経過後に対象としますが、人材確保の観点から学生アルバイトとして勤務していた期間については3か月の経過がなくても対象とします。	令和2年8月11日追加
15	対象	市内外の複数事業所で同時期に勤務を開始した場合には、勤務時間数は合算されますか。	合算されません。勤務時間数が最も多い事業所で申請してください。	令和4年4月1日追加
16	対象	入職後6か月以上勤務している非常勤職員（週32時間未満）が、その後、常勤職員（週32時間以上）になった場合は、常勤職員として申請の対象になりますか。	対象になりません。	令和2年8月26日追加
17	対象	派遣社員として勤務している者が正規社員（直接雇用）になる場合、申請可能ですか。	申請は最初の勤務日が基準になります。 入職後、150日以内であれば可能です。	令和4年11月8日更新
18	対象	有資格の非常勤職員（週20時間以上週32時間未満）として入職したが、途中で常勤職員（週32時間以上）になった場合はどちらの金額の支給対象となりますか。	個別対応とします。 振込前の勤務状況確認の際に、勤務実績を提出していただき、6カ月の平均勤務時間数を算出して確認します。	令和4年4月1日追加
19	対象	有資格の常勤職員（週32時間以上）として入職したが、途中で非常勤職員（週20時間以上週32時間未満）になった場合はどちらの金額の支給対象となりますか。	個別対応とします。 振込前の勤務状況確認の際に、勤務実績を提出していただき、6カ月の平均勤務時間数を算出して確認します。	令和4年4月1日追加

武蔵野市介護職・看護職 Reスタート支援金に関するQ&A（2023年4月更新）

No	項目	質問	回答	備考
20	対象	前職が介護事業所（通所介護）の介護職員ではなく事務職員であった場合、対象となりますか。	前職で介護職員ではなかったことが証明できるものを添付してください。（例：給与明細など） 前職で介護職員でなかったことが確認できれば対象となります。	令和4年3月18日追加
21	対象	前職が介護事業所（通所介護）の介護職員ではなく食の自立支援事業担当者（配食サービスのコーディネーター）であった場合、対象となりますか。	前職で介護職員ではなかったことが証明できるものを添付してください。（例：給与明細など） 前職で介護職員でなかったことが確認できれば対象となります。	令和4年3月18日追加
22	対象	前職が病院等の医療機関の職員であった場合、対象となりますか。	対象となります。 3か月を経過していない場合も対象となります。	令和5年4月1日追加
23	提出物	申請書等は自筆ではなく、パソコンで入力したものでよいでしょうか。	入力により作成したもので問題ありません。押印および自署欄は印字不可とします。	
24	提出物	履歴書は決まった様式がありますか。	任意の様式で提出をお願いします。 就職時に提出している履歴書等の写しでも可能です。	
25	提出物	通帳の写しはどのページが必要ですか。	支給対象者本人名義のもので、金融機関の支店番号、口座番号、口座名義がわかるページをご提出ください。	
26	提出物	「就職をした日から起算して150日以内に提出」とありますが、151日以上経過してしまった場合には、受付可能ですか。	受付できません。 なお、郵送での提出の場合は消印日とします。	令和4年4月1日追加
27	返還	就職後6か月以内に事業所の廃止により退職となった場合は支援金を返還する必要がありますか。	事業所の廃止などの理由で退職となった場合は返還不要です。ただし、あらかじめ廃止することが決まっていながら就職した場合は返還していただくことがあります。	
28	返還	就職後6か月以内に同法人の他市に所在する事業所へ異動となった場合は支援金を返還する必要がありますか。	原則返還となりますが、法人の都合によるやむを得ない異動と判断できた場合は返還不要とします。	
29	返還	就職後6か月以内に別法人の市内に所在する事業所へ転職した場合は支援金を返還する必要がありますか。	市内の介護施設等への転職の場合は返還不要です。ただし当初の就職日からの在職期間が累計で6か月未満で退職した場合は返還が必要です。	
30	その他	本支援金は課税対象ですか。	本支援金は雑所得として扱われますので、必要に応じて所得の申告（確定申告など）をしてください。	